

アゼルバイジャン政府の公的債務

アリエフ大統領は、本年第 1 四半期を総括する中で、アゼルバイジャンの公的債務について以下の発言を行いました。2015 年当時の油価暴落に伴う経済財政運営の混乱の後、政府は厳格な公的債務管理を行ってきたところ、今般の大統領発言では、対外借入れの認められる案件に言及された点が注目されます。

1. 当国の公的対外債務残高は、昨年 4 月には GDP 比 18% だったが、本年 4 月には GDP 比 12.5% まで減少した。これは 1 年間で 6 億ドル以上の対外債務を削減したことを意味する。
(注) 財務省公的債務管理庁の発表によれば、公的債務残高は GDP 比 15.1% (うち対外債務 12.5%、国内債務 2.6%)、公的保証債務残高は GDP 比 1.6%。
2. 数年前に対外債務残高を GDP 比 10% 以下まで減少させる方針を示した。当然、融資を活用した案件形成の可能性を放棄すべきではないが、返済能力を十分に勘案した上で案件を形成することが重要である。
3. かつて国営企業は自らの判断で融資を受けていたが、返済能力が不十分なため国家予算の負担となるケースもあった。現在では国営企業や政府系機関は政府の承認なしに融資を受けることはできない。「特に重要な案件」、「ハイテク要素のある案件」、「解放地域での案件」にのみ対外借入れを活用することを承認する方針である。

(以上)